



所得税から 住宅ローン控除額を 引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減税となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※申告書は津久見市役所税務課と臼杵税務署に用意しています。3枚複写

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して津久見市へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告とともに税務署へ提出

※申告書は給与収入のみの方の申告書と確定申告書を提出する方の申告書2種類あります。

住宅ローン控除Q&A

Q.「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A.「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q.「どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A. 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

平成19年から税源移譲によって、
所得税・住民税が変わっています。

